

平成30年9月28日

教育委員会第9回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第9回定例会記録

◇開会年月日 平成30年9月28日（金曜日） 午後 1時30分開会

午後 2時03分閉会

◇開催の場所 本庁舎6階 第3・第4委員会室

◇出席委員 5名

教 育 長	境 直彦君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	草 刈 敏 雄 君	事 務 局 次 長	大 崎 正 吾 君
事 務 局 次 長 (震 災 復 興 担 当)	前 原 義 久 君	教 育 総 務 課 長	稲 井 浩 樹 君
学 校 教 育 課 長	平 塚 隆 君	学 校 安 全 推 進 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	三 浦 司 君	生 涯 学 習 課 長	武 山 専 太 郎 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	佐 々 木 淳 君	体 育 振 興 課 長	大 森 和 彦 君
桃 生 公 民 館 長	武 山 雄 子 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	星 憲 君	教 育 総 務 課 主 幹	加 藤 陽 子 君
教 育 総 務 課 主 査	日 野 ゆかり 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

報告事項

- 報告第 15 号 専決処分の報告について
- 専決第 18 号 石巻市学校施設整備基金条例
- 専決第 19 号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 専決第 20 号 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例
- 専決第 21 号 平成 30 年度石巻市一般会計補正予算（第 5 号）
(教育委員会の事務に係る部分)

審議事項

- 第 31 号議案 石巻市立学校の管理に関する規則及び石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則
- 第 32 号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 33 号議案 教科用図書採択地区の変更について

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから平成30年第9回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、今井委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が1件、報告事項の専決処分の報告が4件、審議事項が3件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

始めに、私から報告を申し上げます。

今回は石巻市議会第3回定例会の内容についてご報告申し上げます。今月6日から開会しておりました。平成29年度の一般会計決算の認定及び条例の改正及び一般会計補正予算等につきましては、この後の報告事項で行います。私からは環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話し申し上げます。

環境教育委員会では、平成29年度決算認定にかかわる内容と条例及び一般会計補正予算の審議でありました。環境教育委員会での現地視察では、雄勝小・中学校移転新築事業を視察していただきました。書面審査での主な答弁を報告いたします。

平成29年度決算認定に係る質疑では、社会教育費、遊楽館費で、予算流用の要因について質疑があり、冷暖房設備の不具合により費用がかさんだための流用である旨答弁しております。また、費用対効果や他施設との収支バランスを含めた全体での使用料の均一化について質疑があり、施設により維持管理経費に違いもあるため、一律ではなくバランスをとりながら検討していきたい旨答弁しました。

続いて、学校給食費で収入未済額の内容について質疑があり、昨年度分が小学校6校で41万1,648円、中学校14校で131万1,736円であり、以前からの滞納額を含めると2,983万9,286円であり、年々少しずつ滞納額が増えている状況である旨答弁しております。あわせて、授業料の

収入未済額の内容と状況について質疑があり、高等学校授業料は19万2,922円、滞納者数は3名であり、いずれも平成26年度から昨年にかけてであるが、一部納入しており、支払意思を確認しております。また、幼稚園保育料は8万1,000円、滞納者は2名で昨年度分の金額である旨答弁しております。

次に、条例審査における質疑では、学校施設整備基金条例で、当該施設について質疑があり、今回の基金条例制定は飯野川第二小学校の売却に伴うものであるが、同様に閉校施設のうち文部科学省の国庫補助金を受けて整備した建物は9棟あり、その処分制限期間を経過していない建物は5棟ある旨答弁しました。また、基金の使用範囲について質疑があり、文部科学省から通知があり、その用途は当該地方公共団体の公立学校の工事請負費を伴う施設整備費のみで、起債償還への充当は不可であるという範囲が定められている旨答弁しました。

次に、学校へのエアコン設置と基金の活用について質疑があり、全ての普通教室への設置は、経費を考えるとすぐに進められる状況ではないが、まず保健室で使用できるように設置したいと考えている、修繕費で進めようと考えているので、基金の活用を行わない旨答弁しております。

また、今年の夏に熱中症の疑いになった子供たちの数について質疑があり、4月から7月までの熱中症の疑いになった人数は260名である旨答弁しました。さらに、エアコン設置の費用について質疑があり、モデル的な一室の見積もりでは270万円程度であるが、複数教室への設置となると高圧電源設備の交換等の必要があり、さらに高額になる旨答弁しました。

次に、補正予算関係での質疑は、小学校費で、北上小学校移転新築事業のスケジュールについて質疑があり、今月で実施設計が固まり、11月に入札、来年1月から工事を開始したいと考えている、工期は14か月、平成32年2月に完了し、4月から供用開始というスケジュールで進めている旨答弁しました。また、実施設計におけるエアコン設置状況について質疑があり、保健室、特別支援教室、メディアセンター、放送室への設置で検討していると答弁しました。さらに、在籍児童数について質疑があり、5月1日現在89名である旨答弁しました。あわせて、児童数の推移について質疑があり、平成32年度から86名、90名、86名、82名と減少傾向になる見込みである旨答弁しております。

次に、(仮称)市民文化ホール建設基金費で、基金の総額について質疑があり、今年4月時点で総積立額が20億8,307万97円であり、今回の寄附金を含めると20億8,734万4,871円となる旨答弁しました。また、施設完成後の管理費の見通しについて質疑があり、博物館の管理を含めると年間3億円程度の想定であるが、現在、劇場コンサルタントと管理等に関する検討をし

ており、今後、精査していきたい旨答弁しております。さらに、管理の方法について質疑があり、博物館は直営とし、博物館以外は指定管理を考えている、指定管理者の選定方法についても劇場コンサルタントとの委託の中で検討していきたい旨答弁しました。

以上が質疑内容ですが、その後、環境教育委員会に付託された議案は、決算の認定を始め全て可決されました。昨日27日に行われた本会議でも、平成29年度石巻市一般会計及び各種特別会計決算が認定され、条例改正及び補正予算とも可決されました。

次に、20日から5日間で行われました一般質問は、24人のうち教育関係は12人からありました。主な内容は、学校の老朽化対策事業について、小・中学校のエアコン設置について、小・中学校の洋式トイレ設置状況について、総合運動公園にある聖火台の今後について、学校防災の取組について、生涯学習基本構想の現状と課題について、その中にある地域づくり学習センターの進捗状況について、学校施設整備計画について、地域防災力の向上対策について、子供の読書活動推進対策について、遊楽館のリボーン対策について、運動公園の整備について、小・中学校の環境教育について、雄勝荒地区のギョリュウ化石の今後について、学力向上対策について、複合文化施設の管理についての質問がありました。

以上が市議会関係の報告であります。

以上でございます。

ご質問等ございましたらお願いします。

(「ありません」との声あり)

報告第15号 専決処分の報告について

専決第18号 石巻市学校施設整備基金条例

専決第19号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第20号 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例

専決第21号 平成30年度石巻市一般会計補正予算(第5号)

(教育委員会の事務に係る部分)

○教育長(境 直彦君) なければ次に、報告事項に入ります。

報告第15号 専決処分の報告について、専決第18号 石巻市学校施設整備基金条例について、学校管理課長から説明をお願いします。

○学校管理課長(三浦 司君) 報告第15号 専決処分の報告についてのうち、専決第18号 石巻市学校施設整備基金条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成30年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月30日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

本条例は、国庫補助金等により整備した学校施設について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に定める処分制限期間内に処分を行うときは、補助金の一部を国庫へ返納することとされておりますが、学校施設整備のための基金に同額以上を積み立てることにより返納を要さない制度がありますことから、今回新たに基金を設置するため制定するものであります。

それでは、条例内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の4ページをご覧ください。

始めに、第1条は基金の設置について規定したものであります。

第2条から第6条までは、基金の管理について規定したものであります。

第7条は委任について規定したものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日を平成30年10月1日とするものであります。

なお、本条例案につきましては、9月27日に石巻市議会第3回定例会において可決されております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に報告第15号 専決処分の報告についての専決第19号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、報告第15号 専決処分の報告についてのうち、専決第19号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成30年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教

育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月30日付けで異議のない旨専決処分を行いましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本条例については、9月27日の石巻市議会第3回定例会において可決されております。

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金につきましては、東日本大震災により被害を受けた方について、平成30年度分までの入学者に係る分を免除しておりましたが、引き続き被災した生徒の就学の機会を確保するため、平成31年度分の入学者に係る入学金、入学者選抜手数料につきましても免除できるよう、条例を改正したものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の5ページ、あわせまして表紙番号2の条例等新旧対照表の1ページをご覧ください。

改正内容は、附則第4項中「平成29年度」を「平成30年度」に改め、「平成30年度分」を「平成31年度分」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行の日は公布の日からとするものであります。

なお、入学者選抜手数料等の免除の取扱いにつきましては、県内の公立高等学校において統一を図る必要がありますことから、公立高等学校を設置しております宮城県及び仙台市と同じ扱いとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） では、なければ次に、報告第15号 専決処分の報告についての専決第20号 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、報告を受けたいと思います。

桃生公民館長、説明をお願いいたします。

桃生公民館長。

○桃生公民館長（武山雄子君） それでは、報告第15号 専決処分の報告についてのうち、専決第20号 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成30年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありま

せんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月30日付けで異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、表紙番号1の6ページ、あわせて表紙番号2の条例等新旧対照表2ページをご覧ください。

今回の改正は、石巻市桃生太田地区児童プールの廃止に伴い、本条例の一部を改正するもので、第2条のスポーツ施設の名称及び位置を定めている表から、太田地区児童プールの項を削除するものです。また、別表備考5から太田地区児童プールの記述を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

なお、本条例改正については、9月27日の石巻市議会第3回定例会で可決されております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対してご質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第15号 専決処分の報告についての専決第21号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、報告第15号 専決処分の報告についてのうち、専決第21号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成30年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月30日付けで異議のない旨専決処分を行いましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、別冊の1ページから3ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,555万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億8,255万5,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、8ページをご覧ください。

10款1項8目学校施設整備基金費に1,600万円を計上しておりますが、これは学校施設の計画的な整備を目的とした基金を造成するための積立金を措置したものでございます。

次に、10ページ、6項12目（仮称）市民文化ホール建設基金費に427万5,000円を計上しておりますが、これは複合文化施設の建設のために寄せられました寄附金を同基金に積み立てするものでございます。

次に、12ページ、7項8目東日本大震災関係費に450万円を計上しておりますが、これは稲井テニスコートの復旧等に要する経費を措置したものでございます。

次に、14ページ、11款3項1目公立学校施設災害復旧費に9,552万6,000円を、2目社会教育施設災害復旧費に4,525万円をそれぞれ計上しておりますが、これらは北上にっこり地区に整備する北上小学校及び北上公民館の災害復旧費に要する経費を措置したものでございます。

次に、継続費についてご説明申し上げますので、16ページから19ページをご覧ください。

完了までに複数年度を要する北上小学校移転新築事業ほか2事業について、継続費の総額と期間及び年割額等を設定するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

17款1項3目災害復旧費寄附金に35万1,000円を、5目教育費寄附金に427万5,000円をそれぞれ計上しておりますが、これらは学校教育に関する寄附金並びに（仮称）市民文化ホール建設費寄附金を措置したものでございます。

次に、6ページ、18款1項7目震災復興基金繰入金に450万円を計上しておりますが、これは歳出に計上いたしました稲井テニスコートの修繕経費に充当する基金繰入金を措置したものでございます。

以上で説明を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質疑等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

第31号議案 石巻市立学校の管理に関する規則及び石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） なければ、次の審議事項に入ります。

第31号議案 石巻市立学校の管理に関する規則及び石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則について議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、ただいま上程されました第31号議案 石巻市立学校の管理に関する規則及び石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成21年4月に施行された学校保健法等の一部を改正する法律による改正前の学校保健法第12条で規定しておりました出席停止に係る事項が、改正後の学校保健安全法第19条で規定されたことに伴い、出席停止について規定しております石巻市立学校の管理に関する規則及び石巻市立幼稚園園則について一部改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号の1の8ページ、あわせて表紙番号2の条例等新旧対照表の3ページをご覧ください。

始めに、第1条、石巻市立学校の管理に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

校長が行う出席停止について規定しております第11条第1項について、出席停止の根拠規定として引用しております学校保健安全法第12条を同法の第19条に改めるものでございます。

次に、第2条、石巻市立幼稚園園則の一部改正についてご説明いたします。

園長が行う出席停止について規定しております第11条第1項について、出席停止の根拠規定として引用しております学校保健安全法第12条を同法の第19条に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第31号議案 石巻市立学校の管理に関する規則及び石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第31号議案については原案のとおり可決いたします。

第32号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） 次に、第32号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

学校管理課長から説明をお願いいたします。

学校管理課長。

○学校管理課長（三浦 司君） では、ただいま上程されました第32号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成21年4月に施行された学校保健法等の一部を改正する法律による改正前の学校給食法第6条第2項で規定しておりました学校給食に要する経費負担に係る事項が改正後の学校給食法第11条第1項で規定されることに伴い、石巻市学校給食センター条例施行規則について一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の9ページ、あわせて表紙番号2の条例等新旧対照表の4ページをご覧ください。

第4条中、学校給食に要する経費を保護者の負担とする根拠規定として引用している学校給食法第6条第2項を同法の第11条第2項に改めるものであります。

次に、附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第32号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第32号議案については原案のとおり可決いたします。

第33号議案 教科用図書採択地区の変更について

○教育長（境 直彦君） 次に、第33号議案 教科用図書採択地区の変更についてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） ただいま上程されました第33号議案 教科用図書採択地区の変更についてご説明を申し上げますので、表紙番号1の10ページから12ページをご覧ください。

現在、教科用図書の採択につきましては、石巻市及び東松島市並びに女川町の2市1町から構成されます石巻採択地区協議会において採択しておりますが、このたび宮城県教育委員会教育長から、当該採択地区について新たに登米市を加え、名称を東部採択地区協議会に変更することについて協議依頼がありましたことから、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第17号の規定により、協議内容に異議のない旨議決を求めるものでございます。

なお、本議案の可決後におきましては、3市1町の事務局職員によって採択地区協議会の規約等の見直しについて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質疑等はございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第33号議案 教科用図書採択地区の変更については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第33号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（境 直彦君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 夏休みが終わりまして、運動部の活動も新人戦ということもあり、過熱化してきていると思うのですが、少しお聞きしたいのですが、スポーツ庁から部活動の休養日を設けるようにという指導が出てから、しばらくたつのですが、石巻ではこの部活動の休養日というのが浸透しているのかどうか、わかる範囲内で教えていただきたいのですが。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） お答えさせていただきます。

休養日につきましては、中学校長会を中心にして、もちろん私たち教育委員会とタイアップしながら、できる限り週2日は最低休養日をとるように指導しているところでございます。ガイドライン等が示されていますので、それに基づいて今、鋭意作成中でございますが、きちっとした形で校長会等では行っていただいていると、そのように認識しておるところでございます。ただ、いろいろと部活動についてはさまざまな意見もございます。その中で、スポ少との絡みとか、そういう部分でいろいろと学校の中では調整しているとも聞いておりますので、ただ、今のところはこういう弊害があったということは市のほうへは聞こえてきていないという状況であります。

○委員（今井多貴子君） やはりスポ少との兼ね合いで、子供たちにとっては強いチームほど少し負担になってきていて、結局授業が追いつかないと、眠くなって。というのがある学校の女子で見受けられたので、「そんなにやってどうするの。」と言ったら、やっぱりスポ少もあると。バレーやバスケット等のスポ少にも所属していて部活動もという、それ何とかならないものだろうか、学力の低下ということも考えられる一因にならなければいいなということが少しあったのでお聞きしました。ありがとうございました。

○教育長（境 直彦君） スポーツ庁からの決定については、校長会で申し合わせ、もちろん休養日は作っているのですが、あとは、最終的には教育委員会でガイドラインということで、その時期が分かりましたら、またこの場で審議をしていただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかございませぬか。よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、課長方から何かございませぬでしょうか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、ないようでしたら、次回の定例会日程について、事務局お願ひいたします。

○事務局（星 憲君） 次回10月の定例会につきましては、10月25日木曜日、午後1時30分から開催する予定です。

場所につきましては市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。

よろしくお願ひいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時03分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 今 井 多 貴 子